

1 業務名

都市公園等民間活力導入可能性調査等業務

2 業務目的

近年では、官民連携による社会資本の整備・管理運営手法が求められている。都市公園においても、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることを目的として「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設されるなど、積極的な民間活力の導入による魅力向上・賑わい創出が期待されている。

本業務は、対象とする都市公園等について、幅広く魅力向上や有効活用等の可能性を探るため、民間事業者の参入可能性について調査を行い、Park-PFI等の民間活力導入の候補地となる公園の抽出とその活用方法等について検討を行うことを目的とする。

3 対象公園等

本業務は、以下の都市公園等を対象とする。

- (1) 鳴門ウチノ海総合公園【総合公園】
- (2) 鳴門総合運動公園【運動公園】
- (3) 月見ヶ丘海浜公園【総合公園】
- (4) 蔵本公園【運動公園】
- (5) 新町川公園【地区公園】
- (6) 文化の森総合公園【総合公園】
- (7) 日峯大神子広域公園【広域公園】
- (8) 南部健康運動公園【運動公園】
- (9) マリンターミナルパーク・マリンピア沖洲ふるさとの森【港湾緑地】
- (10) 中洲緑地みなと公園【港湾緑地】

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

5 業務内容

以下の内容についての業務を想定しているが、その他必要な事項があれば、検討・整理し提案すること。また、業務の詳細については、受託者の提案を基に業務着手時に協議の上、決定する。

(1) 計画準備

本業務の目的を明確化し、業務工程の検討や必要資料の整理、関連する上位計画における位置づけや法規制、自然環境等の制約条件の整理・検証、先行事例の調査等、本業務を円滑に遂行するための事前準備を行う。

(2) 現状把握

公園の特色、各施設概要、対象地及び周辺の立地条件、県民の利用状況、管理運営状況、公園施設の整備状況、その他運営面の課題等について把握・整理する。
※その他必要な事項を検討し、提案すること。

(3) サウンディング調査の実施

業務目的や上記(2)現状把握を踏まえ、民間事業者による活用のアイデア、収益施設の市場性の有無や実現可能性等を把握するため、民間事業者を対象としたサウンディング調査を実施し、結果の集計及び分析を行う。

※調査項目の内容、実施方法、調査スケジュールやヒアリング対象者等の詳細について、提案すること。

※サウンディング調査では、上記対象公園等10箇所を対象とするが、民間事業者からは、10箇所のうち、任意の公園に対して提案してもらうことを想定している。また、サウンディング調査を実施するに当たり、必要に応じて、予めサウンディング調査の対象とする公園等を絞り込む等、効率的、効果的なアイデアや意見を収集できるような提案を行うことも差し支えないものとする。なお、業務の実施に当たっては、本県と協議の上、決定する。

(4) 民間活力導入の候補地の検討及び導入方針（案）の作成

上記(2)及び(3)の調査結果を踏まえ、Park-PFI等の民間活力導入の可能性のある候補地を検討するとともに、民間活力の導入方針（案）を作成する。

※その他必要な事項があれば検討し、提案すること。

(5) 関係部署等との調整協議支援

上記検討過程において、必要に応じて、関係部署等との調整協議の支援を行う。

※受託者が実施する業務内容は、協議資料等の作成支援程度までとし、各関係部署等との打合せへの参加は想定しないものとする。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(5)までの検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(7) その他

上記(1)～(6)のほか、業務目的を達成するために必要な取組について、自由に提案すること。

6 成果物の納入

- (1) 業務完了報告書：書面 5 部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
※調査・検討結果、導入方針（案）を含む。
※県が必要に応じ、複写・修正できるよう、パワーポイントやワード等で作成すること。
- (2) その他：県が業務の確認に必要と認める書類及び写真等
- (3) 納入場所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地
徳島県観光スポーツ文化部 にぎわい政策課 政策調整担当
T e l : 088-621-2878
メール：nigiwaiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
- (4) 本県が必要とする時期において、中間報告を行うこと。（令和 6 年 1 1 月頃、令和 7 年 1 月頃などを想定）

7 特記事項

- (1) 各業務を履行するに当たり、受託者は、常に本県職員と密接な連携を図り、本県の意図について熟知した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、業務計画書を県に提出し、県の承認を得るものとする。また、随時進捗を報告すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (4) 本業務を実施する上で、必要な資料等について、委託者から受託者に提供できるものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (5) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 本業務を履行するに当たり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを県に提出し、承諾を得ること。
- (7) 契約の履行または不履行により、県又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (8) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。

- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。
- (10) 本業務により作成された資料及びデータの所有権は本県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）等の知的財産権は、全て県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行使しないこと。
- (11) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (12) 業務を履行するに当たり関係法令、本県の定める条例及び規則等を遵守すること。
- (13) 県が行う成果物の二次使用・再編集等について、県の判断で行うことができるものとする。
- (14) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。